平成２８年（フ）第７４８号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番29号
破産者　大谷　修治
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４９号
大阪府富田林市喜志町４丁目２番28号、営業所大阪府富田林市喜志町３丁目５―20　三木文化ビル１階
破産者　エスカルゴこと　清水　廣子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の774　クリスタルハイツいなみ201号
破産者　正岡　秀昭
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０号
鳥取県西伯郡大山町門前825番地３
破産者　沢丸　寿昭
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２３９号
香川県綾歌郡綾川町羽床上1092、住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町山田上甲1366番地Ｂ―106号
破産者　桑嶋　泰広
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区寿山町１番３号
破産者　松本　欣伸
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６２号
北九州市小倉北区寿山町１番３号
破産者　松本美枝子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５６号
佐賀市朝日町６番38号　松林借家
破産者　井手　道雄
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番47号　クオリア尾ノ上402
破産者　諫山　直美
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４３２号
熊本市東区東京塚町18番８号　サニーグローブ201、前住所熊本市東区尾ノ上３丁目３番90―201号
破産者　田尻　陽子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
熊本市東区下南部３丁目６番26号　フローラハイツ105
破産者　松本　**隆**男（旧姓石田）
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿25番地
破産者　一野　次男
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第６号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第54地割68番地
破産者　及川　昭彦
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３３７号
石川県白山市源兵島町71番地、従前の住所石川県野々市市菅原町23番53号
破産者　寿し工房みこし亭浅ノ川店こと　佐藤　実
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２９号
静岡県裾野市稲荷56―２　メゾンＴＡＫＡＭＵＲＡ　A101号、住民票上の住所静岡県御殿場市大坂47番地の２
破産者　植松　秀明
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
静岡県掛川市七日町146番地の３ウエストパレス七日町Ｆ棟（開始決定時の住所　静岡県掛川市城西２丁目12番34号）
破産者　石野　達夫
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
静岡県掛川市七日町146番地の３ウエストパレス七日町Ｆ棟（開始決定時の住所　静岡県掛川市城西２丁目12番34号）
破産者　石野　和子
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
愛知県一宮市大和町妙興寺字坊ケ池４番地１　サーディアム妙興寺202号
破産者　加代　千賀（旧姓坂田・**斎**藤）
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６７号
香川県高松市勅使町39番地１
破産者　宮脇　　崇（旧姓森）
1　決定年月日　平成29年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係